

第36回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後2時00分～午後2時31分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(20名)
4. 欠席委員(0名)
5. 議案

議事録署名委員の指名

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による
内子町農用地利用集積等促進計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から2月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が4名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

昨年の11月から降雨が少ない状態が続いていましたが、昨日待望の雨が降り、川の水も増えております。恵みの雨ということで安心しております。昨日気象庁より今年の長期予報が発表されました。今年の夏も気温は高くなるということです。降水量に関しましても降雨は少なくなるのかなと思っております。皆様農作物の管理にはご苦労されるとは思いますが、十分気を付けて生産に努めて頂ければと思います。また、先月の末には衆議院選挙があり、新たに農業に関しても今後取り沙汰されると思います。特に消費税の関係では食料品ゼロに向けて国民会議を予定しているようです。これからの農業情勢注視し、対応していければと思います。

それでは、ただいまより第36回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、14件、
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について2件、
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、2件
議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件、
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について、5件
案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番 ● 委員、●番 ● 委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は14件でございます。議案書のほうは1ページから28ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続等により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号1について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第1号1についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、畑6筆、合計7筆で、1,704㎡です。

譲渡人は、香川県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。今回、●さんが、●さんが所有する農地と住宅を合わせて購入する計画となっています。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは内子にお住まいで、今回申請地を売買により取得することになったそうです。●さんは、新規就農になりますが、生産に必要な農機具は、耕運機や草刈機などを●さんから譲り受け、この他、必要な農機具があれば購入予定であります。農作歴は3年ありますので、農業に必要な技術はありと考えられます。また、申請地までは車で25分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令

事務局	の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等 を取得後３年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はない ものと見込まれます。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。
●番 ●委員	２月１９日、農業委員の ● さんと一緒に調査を行い、申請代理人で ある 行政書士 ● に電話で話を聞きました。 譲渡人の ● さんは、香川県にお住まいで農地の管理が十分に出来な いことから、農地の譲渡を希望しておりましたが、この度、譲受人と話し がまとまりましたので、申請地を譲り渡すことになったそうです。 ●さんは、内子町●にある ● さん所有の住宅を購入する予定で、周 囲にある農地を併せて購入し、野菜や果樹などの栽培を行いたいとのこと です。今後も農地として管理していくとのことです。特に問題はない と思われます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございません か。 (全員異議なし)
会長	異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。 次に、議案第１号２について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の２９ページをご覧ください。議案第１号２につい てご説明いたします。 申請地は、内子町●の農地、田１筆、２３４㎡です。 譲渡人は、香川県●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、 売買による所有権移転です。 それでは、別紙調査書の３ページをご覧ください。農地法第３条第２項 の各号についてご説明いたします。 第１号の全部効率利用要件ですが、●さんは申請地を相続しましたが 耕作管理が出来ないことから、今回●さんに譲り渡すことになったそう です。●さんは、内子町●にお住まいで、自宅近くにある申請地を譲り 受けて耕作管理することで、この度話がまとまったそうです。生産に必

事務局

要な農機具は、軽トラやトラクターなどを保有しており、必要な農機具があれば購入する予定であります。農業歴は30年になりますので、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地までは、車で1分ほどの距離であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

4ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

2月18日、農業委員の ● さんと一緒に調査を行い、申請代理人である ● に電話で話を聞きました。

譲渡人の ● さんは、●にお住まいで農地の管理が十分に出来ないことから、申請地の近所にお住まいの ● さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて畑として管理し、野菜などを栽培することですので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたしますが、関連がありますので、議案第3号1、農地転用事業計画変更申請と合わせて一括して審議いたします。事務局の説明を求

会長

めます。

事務局

それでは、議案書の30ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は31から33ページになります。30ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 130. 11㎡です。

譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、転用の目的は、自己住宅です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんは家族が増え、手狭となったため申請地を取得し、自己住宅を建築したいとのことです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地又は市街地にある農地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。周囲に農地はなく、排水施設を設置し、下水雨水を排水することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

次に議案第3号1、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書の34ページをご覧ください。地図のほうは、35から37ページになります。

申請地については、先程ご説明したとおりで、内子町●の農地、畑2筆 130. 11㎡です。申請人は、内子町●の ●さん、内子町●の ●さんです。

変更申請の理由といたしまして、●さんは自己住宅を建築する目的で平成7年6月21日付けで農地法第5条許可を受けておりました。しかし、許可後、資金繰りが苦しくなり、当初の計画どおり事業を遂行することが困難となりました。そのため、申請地を必要とする人を探していたところ、●さんとの間で話がまとまったそうです。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。1番から6番まで順番に説明します。

1番については、転用許可により所有権移転をしているため、旧所有者が農地として効率的に利用されるとは認められないこと。2番については、資金繰りが厳しくなったことにより計画がとん挫したとのことで、やむを得ない事情によるもので、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。3番は、変更後の転用事業者は、自己住宅を建築するための土地を探しており、建築計画も進んでいることから、緊急性及び必要性があると認められること。4番は、変更

事務局

後の転用事業計画は妥当であり、事業計画に従って実施されることは確実と見込まれること。5番は、排水施設を設置し、下水、雨水を排水することから、転用による影響は変更前の転用事業と同程度と認められること。6番は、立地基準及び一般基準ともに許可相当であると見込まれることから、事務局としては、この転用事業計画変更申請には問題がなく、許可相当案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

2月18日、農業委員の●委員さんと一緒に、申請代理人である●を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、現在賃貸住宅に居住しており、家族の増加により、現在の居宅では手狭になることが予想されるため、申請地を取得し、自己住宅の建築を希望しております。

また、申請地は、転用許可を取っておりますが、今回当初計画者の居宅建築計画がとん坐し、継承者により住宅の建築を希望されていることから事業計画変更も合わせて申請を出しているとのことでした。

現地も確認しましたが排水施設等を完備し、下水雨水を排水予定で、周囲への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。議案第2号及び議案第3号1を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号2、農地転用事業計画変更申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号2、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書の38ページをご覧ください。地図のほうは、39から41ページになります。

申請地については、内子町●の農地、畑1筆 341㎡のうち185.74㎡です。申請人は、● さんです。

事務局

変更申請の理由といたしまして、申請人は、●のため令和7年5月21日付けで農地法第5条許可を受けておりました。しかし、許可後、工事の職人が不足し、期間内に事業を遂行することが困難となりました。そのため、工期を延長するため本申請に至りました。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。1番から6番まで順番に説明します。

1番については、現在作業用スペースとして利用されており、取り消しても、農地としての利用は見込まれないこと。2番については、人員の不足のため、工期内に完了することができなくなったとのことでやむを得ない事情によるもので、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。3番は、人員の不足のため工期の遅れがあったため工期を延長するもので、当初の許可内容と同様の利用目的で遂行するため、緊急性及び必要性があると認められること。4番は、変更後の転用事業計画は妥当であり、事業計画に従って実施されることは確実と見込まれること。5番は、工期の延長のみであることから、転用による影響は変更前の転用事業と同程度と認められること。6番は、立地基準及び一般基準ともに許可相当であると見込まれることから、事務局としては、この転用事業計画変更申請には問題がなく、許可相当案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

2月13日、●委員さんと一緒に、申請人である●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は、転用許可を取っておりますが、今回工期を延長したいとのことで事業計画変更を申請したとのことです。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達すること

会長

に決定しました。

次に、議案第４号１ 引き続き農業経営を行っている旨の証明について審議します。

なお、本件は ●番 ● 委員 に関係する案件でございますので、●委員は退席をお願いします。

(●委員 退席)

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第４号についてご説明いたします。租税特別措置法第７０条の４第１項又は第７０条の６第１項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために３年ごとに税務署に贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。まず議案第４号１について説明します。議案書の４２、４３ページをご覧ください。申請地につきましては、調査票の８から９ページになります。４２ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑３筆 ６１３㎡、田８筆 ５，３４７㎡です。申請人は、内子町●の ●さんです。納税猶予の種類は贈与税となっており平成７年に贈与されたものです。対象農地につきましては適切に管理されておりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

２月１８日、●委員さんと一緒に、申請人である●さんに電話で話を聞きました。先ほどの事務局の説明のとおり、納税猶予の適用を受ける土地は１１筆で、いずれも申請人の自宅付近にあります。申請地は、適切に管理されておりますので、特に問題は無いものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

それでは、●委員、入室下さい。

(●委員 入室)

会長

次に、議案第４号２について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案書の４４、４５ページをご覧ください。申請地につきましては、調査票の１０から１１ページになります。４４ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田７筆 ３，５１８㎡、畑１４筆 ８，２３７㎡です。申請人は、内子町●の ●です。納税猶予の種類は贈与税となっており、昭和４５年に贈与されたものです。対象農地につきましては、適切に管理されております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

２月１９日、●委員さんと一緒に、申請人である ● さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、納税猶予の適用を受ける土地は２１筆で、いずれも申請人の自宅付近にあります。申請地は、適切に管理されておりますので、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１

会長

項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の４６ページをご覧ください。内子町長より、令和８年２月６日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認を求められています。

集積計画の概要ですが、４７ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田４筆 ３，８４１㎡、畑３筆 ２４，４４９㎡です。

集積計画の内訳については、４８ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、１番から順番にご説明いたします。

１番 内子町●、内子町●、内子町●の農地、田４筆 ３，８４１㎡、畑３筆 ２４，４４９㎡です。

貸付人は、香川県●の ●さん、内子町●の ●さん、内子町●の ●さん、松山市●の ●さんです。借受人は、松山市●の ●で、使用貸借権、及び賃借権の新規設定です。

２番 内子町●の農地、畑１筆、１０，３１４㎡です。

貸付人は、●、借受人は、●さんで、使用貸借権の新規設定です。

３番 内子町●の農地、田４筆 ３，８４１㎡です。

貸付人は、●、借受人は、●さんで、賃借権の新規設定です。

４番 内子町●の農地、畑１筆 ３，６４９㎡です。

貸付人は、●、借受人は、●で、賃借権の新規設定です。

５番 内子町●の農地、畑１筆 １０，４８６㎡です。

貸付人は、●、借受人は、●で、賃借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

事務局

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。